

## 清瀬市と第一生命保険株式会社との地域活性化包括連携協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）の相互が緊密に連携・協力し、清瀬市の地域の活性化と市民サービスの向上及び相互の発展に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に相互連携・協力し、それぞれの資源やノウハウを有効に活用した協働によるまちづくりを推進することにより、清瀬市の地域の活性化と市民サービスの向上を図り、持続可能な地域社会形成に寄与し、相互の発展に資することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）健康増進に関すること。
- （2）ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- （3）子育て支援・保育に関すること。
- （4）青少年育成・教育に関すること。
- （5）高齢者支援に関すること。
- （6）障害者の地域生活支援に関すること。
- （7）スポーツ振興に関すること。
- （8）産業振興・中小企業支援に関すること。
- （9）環境保全に関すること。
- （10）市政情報の発信に関すること。
- （11）災害時支援に関すること。
- （12）その他、両者が協議し必要と認めること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を実施させることができる。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

### （協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年11月末日までとし、協定継続につ

いて、甲及び乙は、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、協議を行うものとする。ただし、甲及び乙が、特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協定の解除）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の解除を申し出たときは、甲・乙協議の上、本協定の解除を行うものとする。

### （反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

### （守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く）に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### （協定外事項等の協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和 3年11月26日

甲 東京都清瀬市中里5丁目842番地  
清瀬市  
市長

渋谷金太郎

乙 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号  
第一生命保険株式会社  
所沢支社長

沼崎貴則